

渋谷区告示第 1 6 7 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づき、ハイマート渋谷神泉マンション建替組合の事業計画の変更を令和 8 年 7 月 1 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のように告示する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
ハイマート渋谷神泉マンション再生組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
ハイマート渋谷神泉
 - (2) 敷地の区域
東京都渋谷区神泉町 2 9 番 2 2、2 9 番 1、2 9 番 1 6、2 9 番 1 7
- 3 再生後マンションの敷地の区域
東京都渋谷区神泉町 2 9 番 2 2、2 9 番 1、2 9 番 1 6、2 9 番 1 7、2 9 番 1 8
- 4 事業施行期間
再生組合設立認可の日から令和 1 3 年 1 2 月まで
- 5 事務所の所在地
東京都渋谷区神泉町 9 番 6 号明和地所株式会社開発本部内
- 6 設立認可の年月日
令和 7 年 9 月 2 4 日
- 7 変更の内容
組合名称の変更
変更前 ハイマート渋谷神泉マンション建替組合
変更後 ハイマート渋谷神泉マンション再生組合
- 8 事業計画の変更の認可の年月日
令和 8 年 8 月 3 1 日

渋谷区告示第166号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、ハイマート渋谷神泉マンション建替組合の定款の変更を令和8年7月1日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月31日

渋谷区長 長 谷 部 健

1 組合の名称

ハイマート渋谷神泉マンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

（1）名 称 ハイマート渋谷神泉

（2）敷地の区域 東京都渋谷区神泉町29番22、29番1、29番16、29番17

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区神泉町29番22、29番1、29番16、29番17、29番18

4 事業施行期間

再生組合設立認可の日から令和13年12月まで

5 事務所の所在地

東京都渋谷区神泉町9番6号明和地所株式会社開発本部内

6 設立認可の年月日

令和7年9月24日

7 変更の内容

組合名称の変更

変更前 ハイマート渋谷神泉マンション建替組合

変更後 ハイマート渋谷神泉マンション再生組合

8 定款の変更の認可の年月日

令和8年8月31日